

堺市公報 第152号	令和3年1月8日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則
【健康福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 堺市立幼保連携型認定こども園園則の一部を改正する規則
【子ども青少年局子育て支援部幼保運営課】 3

<告示>

- 土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について
【環境局環境保全部環境対策課】 4
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の12第1項に基づく要届出管理区域の指定について
【環境局環境保全部環境対策課】 7
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】 9
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】 9
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】 10

<公告>

- 堺市立初芝体育館等の指定管理者の指定について
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】 10
- 堺市立堺老人福祉センター等の指定管理者の指定について
【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】 11
- 堺市立中老人福祉センター等の指定管理者の指定について
【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】 12
- 堺市立東老人福祉センター等の指定管理者の指定について
【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】 12

○堺市立南老人福祉センターの指定管理者の指定について 【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】	13
○堺市立共同浴場（布袋温泉）の指定管理者の指定について 【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】	14
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	14
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	15
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	15
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	16
○堺市営住宅の指定管理者の指定について 【建築都市局住宅部住宅管理課】	16
○堺市立自転車等駐車場の指定管理者の指定について 【建設局自転車まちづくり部自転車対策事務所】	17
○原池公園等の指定管理者の指定について 【建設局公園緑地部公園監理課】	17
<選挙管理委員会公表>	
○平成29年9月24日執行の堺市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正後の要旨の公表について 【選挙管理委員会事務局】	18
<議会規則>	
○堺市議会図書室規則の一部を改正する規則 【議会事務局調査法制課】	22

規 則

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第1号

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
の一部を改正する規則

堺市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第108号）の一部を次のように改正する。

第2条中「15」を「21」に改める。

第4条第5号中「実施する研修」を「実施する研修をいう。」に改める。

第8条第2項中「第17条第1項」を「第17条」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

~~~~~

堺市立幼保連携型認定こども園園則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第2号

堺市立幼保連携型認定こども園園則の一部を改正する規則

第1条 堺市立幼保連携型認定こども園園則（平成28年規則第87号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「当該申込者」を「申込者」に改める。

第15条中「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に改める。

第19条中「停止を命ずる」を「停止する」に改め、同条第2号中「又は他人に使用させ、若しくは」を「若しくは使用させ、又は」に改める。

別表第1中「79人」を「30人」に改める。

第2条 堺市立幼保連携型認定こども園園則の一部を次のように改正する。

別表第1 堺市立福泉中央こども園の項を削る。

別表第2中

「  
堺市立登美丘東こども園 午前7時30分から午後7時まで を  
堺市立福泉中央こども園 午前7時30分から午後7時まで に  
」  
改める。

#### 附 則

この規則中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中第8条、第15条及び第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

### 告 示

#### 堺市告示第3号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

#### 1 指定する形質変更時要届出区域

堺市東区八下町二丁2番1、2番2、2番3、2番4、3番2、3番3、28番2、29番1及び29番3の一部並びに3番1、3番4、28番1、28番3、30番1、30番2、30番3及び30番4（6頁図面参照）

#### 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアノ化合物

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふつ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

3 土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアノ化合物

水銀及びその化合物

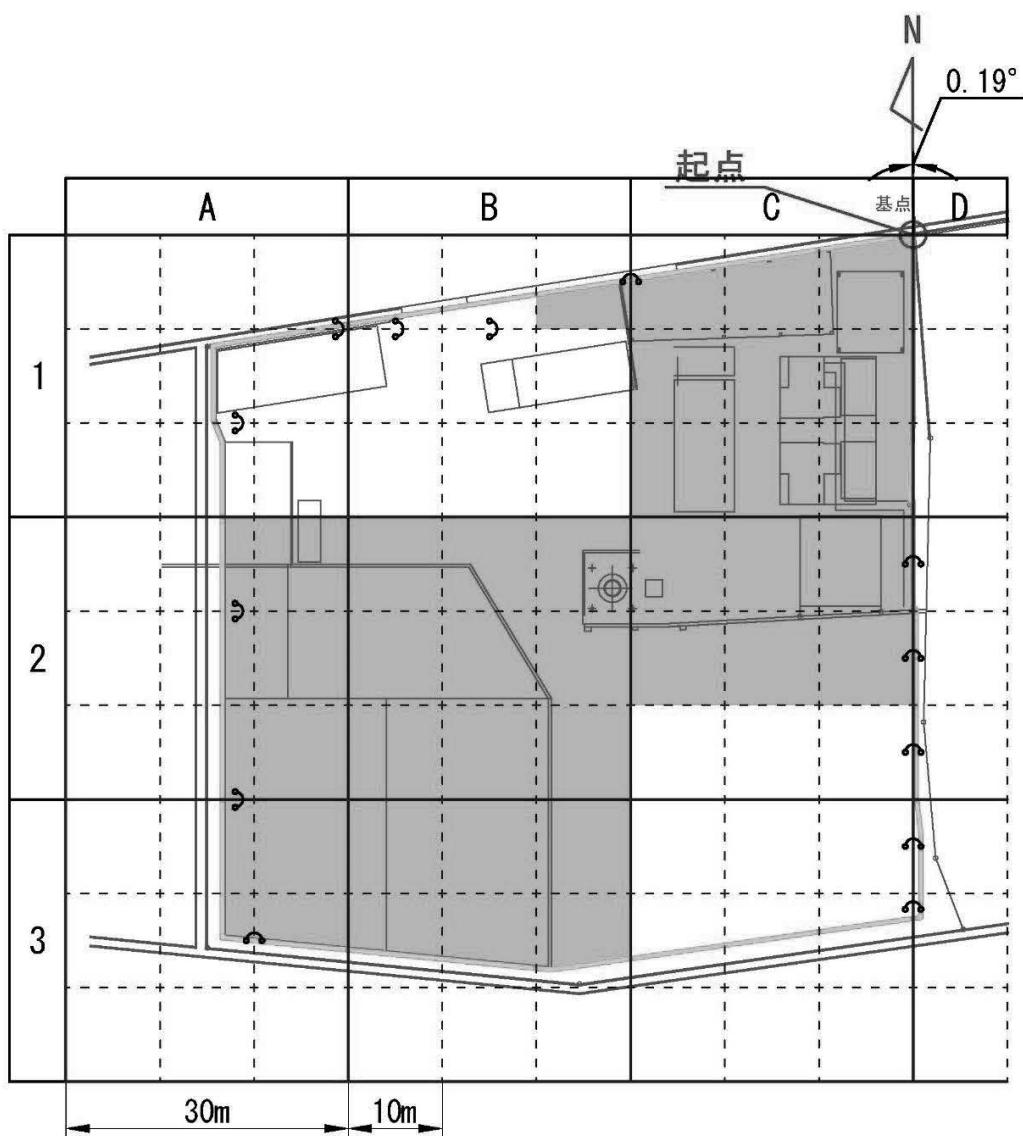
セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふつ素及びその化合物

ほう素及びその化合物



## 凡例



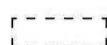
調査対象地



形質変更時要届出区域



30m格子

10m格子  
(単位区画)

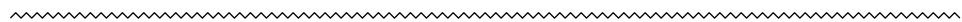
区画の統合

区画番号 凡例

| A |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
| 1 | 4 | 5 |
| 7 | 8 | 9 |

A1-6

形質変更時要届出区域



堺市告示第4号

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第81条の12第1項の規定に基づき、管理有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「要届出管理区域」という。）を指定するので、同条第4項において準用する同条例第81条の8第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月8日

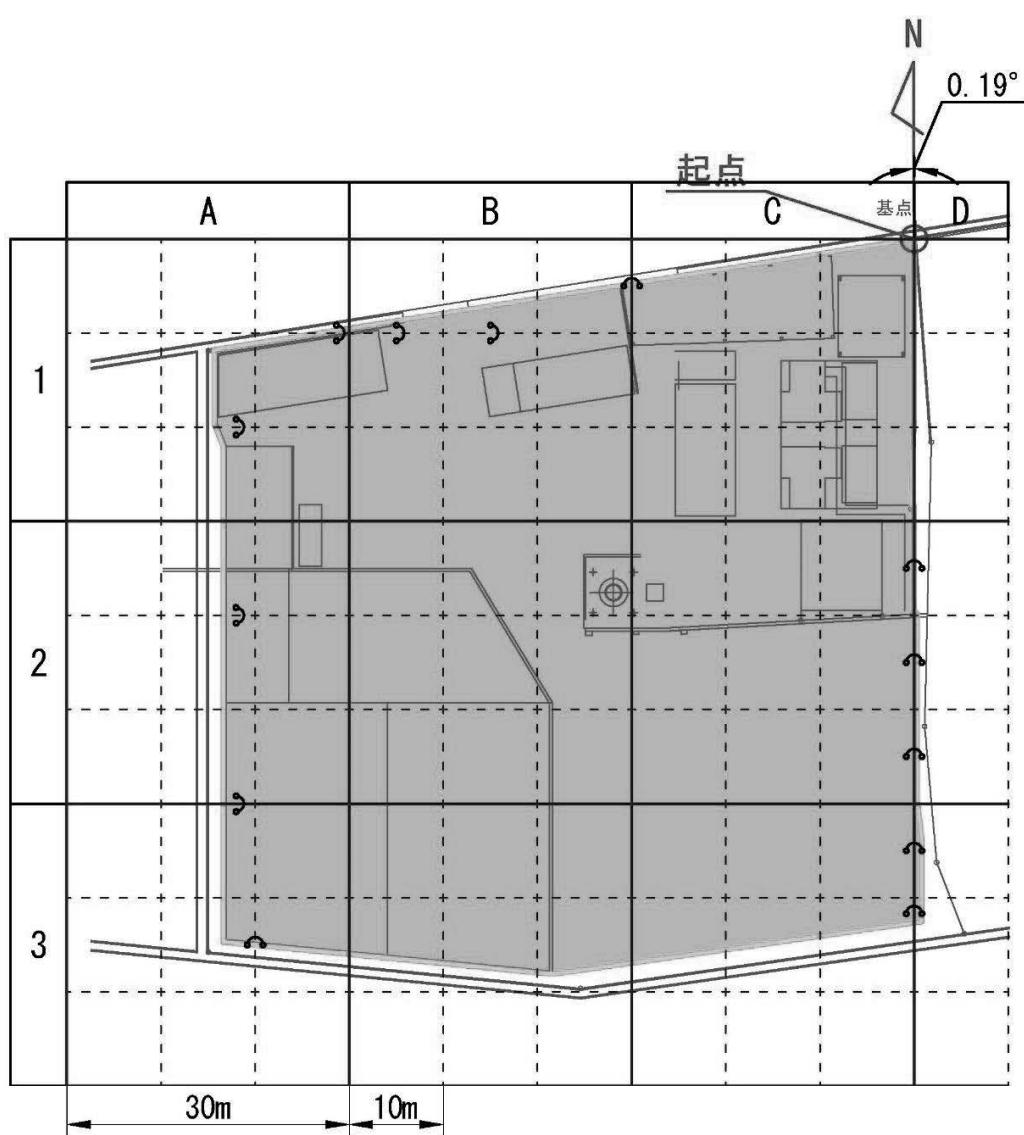
堺市長 永 藤 英 機

1 指定する要届出管理区域

堺市東区八下町二丁2番1、2番2、2番3、2番4、3番1、3番2、3番3、3番4、28番1、28番2、28番3、29番1、29番3、30番1、30番2、30番3及び30番4  
(次頁図面参照)

2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の33第3項に規定する基準に適合していない管理有害物質の種類

ダイオキシン類



## 凡例



調査対象地



要届出管理区域

30m格子  
(30m区画)10m格子  
(単位区画)

区画の統合

区画番号 凡例

| A |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
| 1 | 4 | 5 |
| 7 | 8 | 9 |

A1-6

要届出管理区域

堺市告示第5号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（指定日 令和3年1月1日）

| 設置者名称    | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所           | 事業の種類      | 事業所の名称   | 事業所の所在地                 | 事業所番号      |
|----------|------------------------------|------------|----------|-------------------------|------------|
| 株式会社マーブル | 大阪市中央区内本町一丁目2番13号 谷四ばんらいビル3階 | 放課後等デイサービス | マーブル北野田校 | 堺市東区北野田94番地1 デルタ北野田Ⅰ 3階 | 2756220212 |

堺市告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児相談支援事業者（指定日 令和3年1月1日）

| 設置者名称   | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所 | 事業の種類   | 事業所の名称 | 事業所の所在地        | 事業所番号      |
|---------|--------------------|---------|--------|----------------|------------|
| 合同会社つどい | 河内長野市市町292番地の9     | 障害児相談支援 | つどい    | 堺市南区宮山台三丁11番1号 | 2776400166 |

## 堺市告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和3年1月8日

堺市長 永藤英機

## 指定障害児相談支援事業者（廃止日 令和2年12月31日）

| 設置者名称     | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所          | 事業の種類   | 事業所の名称         | 事業所の所在地        | 事業所番号      |
|-----------|-----------------------------|---------|----------------|----------------|------------|
| 有限会社AYANO | 堺市西区浜寺船尾町西二丁79番地の1浜寺団地3棟57号 | 障害児相談支援 | S-ONEケアプランセンター | 堺市中区深井中町3280番地 | 2776100162 |

## 公 告

## 堺市公告第7号

堺市立体育馆条例（昭和60年条例第8号）第16条第3項、堺市スポーツ施設条例

(昭和59年条例第9号) 第15条第3項及び堺市公園条例(昭和35年条例第18号)第27条第3項の規定に基づき、堺市立初芝体育館、堺市白鷺公園野球場及び堺市白鷺公園運動広場の指定管理者を指定したので、堺市立体育館条例第17条、堺市スポーツ施設条例第16条及び堺市公園条例第28条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 大阪市中央区北浜四丁目1番23号  
名 称 初芝スポーツチャレンジパートナーズ

(代表団体)

所在地 大阪市中央区北浜四丁目1番23号  
名 称 美津濃株式会社

(他の構成団体)

所在地 堺市東区北野田1077  
名 称 公益財団法人 堺市教育スポーツ振興事業団

所在地 大阪市中央区備後町一丁目7番10号  
名 称 大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第8号

堺市立老人福祉センターライフ (昭和47年条例第18号) 第12条第3項の規定に基づき、堺市立堺老人福祉センター及び堺市立西老人福祉センターの指定管理者を指定したので、同条例第13条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 堺市堺区協和町3丁128番地11

名 称 社会福祉法人 堺中央共生会

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第9号

堺市立老人福祉センターライフ（昭和47年条例第18号）第12条第3項及び堺市立八田荘老人ホーム条例（平成20年条例第3号）第5条第3項の規定に基づき、堺市立中老人福祉センター及び堺市立八田荘老人ホームの指定管理者を指定したので、堺市立老人福祉センターライフ第13条及び堺市立八田荘老人ホーム条例第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 堺市堺区甲斐町西2丁1番15号

名 称 社会福祉法人 南の風

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第10号

堺市立老人福祉センターライフ（昭和47年条例第18号）第12条第3項及び堺市立美

原総合福祉会館条例（平成16年条例第76号）第14条第3項の規定に基づき、堺市立東老人福祉センター、堺市立北老人福祉センター、堺市立美原老人福祉センター及び堺市立美原総合福祉会館の指定管理者を指定したので、堺市立老人福祉センター条例第13条及び堺市立美原総合福祉会館条例第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 大阪府箕面市白島3丁目5番50号
名 称 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第11号

堺市立老人福祉センター条例（昭和47年条例第18号）第12条第3項の規定に基づき、堺市立南老人福祉センターの指定管理者を指定したので、同条例第13条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 堀市堺区甲斐町西2丁1番15号  
名 称 社会福祉法人 南の風

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第12号

堺市立共同浴場条例（昭和46年条例第47号）第8条第3項の規定に基づき、堺市立共同浴場（布袋温泉）の指定管理者を指定したので、同条例第9条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 堀市堺区大仙西町2丁69番9
名 称 公益財団法人 堀市就労支援協会

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市東区八下町二丁94番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府松原市丹南二丁目295番地の1

株式会社神成

代表取締役 神頭 政志



## 堺市公告第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

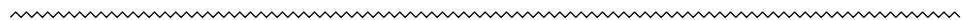
### 1 開発区域

堺市北区百舌鳥西之町三丁621番

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市北区百舌鳥梅町2丁453番地

石田 政治



## 堺市公告第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

### 1 開発区域

堺市美原区丹上189番、190番の一部及び191番の一部並びに地先水路

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市美原区丹上193番地

株式会社テクノ関西

代表取締役 大島 守益

~~~~~

堺市公告第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区陶器北566番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区陶器北566番地

西野 恭平

大阪府堺市中区陶器北566番地

西野 亜衣

~~~~~

堺市公告第17号

堺市営住宅条例（平成9年条例第30号）第48条第3項及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例（平成5年条例第30号）第34条第3項の規定に基づき、堺市営住宅の指定管理者を指定したので、堺市営住宅条例第49条及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例第35条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号  
名 称 株式会社東急コミュニティー

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第18号

堺市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年条例第9号）第17条の4第3項の規定に基づき、堺市立自転車等駐車場の指定管理者を指定したので、同条例第17条の5の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号
名 称 ミディ総合管理株式会社

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

~~~~~

堺市公告第19号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第27条第3項及び堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第15条第3項の規定に基づき、原池公園、堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市原池公園野球場及び堺市陶器スポーツ広場の指定管理者を指定したので、堺市公園条例第28条及び堺市スポーツ施設条例第16条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 大阪市中央区北浜四丁目1番23号  
名 称 ばらいけ NEXT 創発パートナーズ

(代表団体)

所在地 大阪市中央区北浜四丁目1番23号  
名 称 美津濃株式会社

(他の構成団体)

所在地 大阪市中央区北浜四丁目1番23号  
名 称 ミズノスポーツサービス株式会社

所在地 大阪市中央区備後町一丁目7番10号  
名 称 大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店

所在地 堺市北区南花田町32番地1  
名 称 利晃建設株式会社

所在地 大阪市西区京町堀一丁目8番11号  
名 称 グリーンシステム株式会社

所在地 河内長野市木戸二丁目22番17号  
名 称 株式会社ピーエスジェイコーポレーション

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和23年3月31日まで

選挙管理委員会公表

平成29年9月24日執行の堺市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、訂正後の要旨を別紙のとおり公表する。

令和3年1月8日

堺市選挙管理委員会  
委員長 大橋金剛

|       |       |      |     |     |                               |
|-------|-------|------|-----|-----|-------------------------------|
| 候補者氏名 | 竹山 修身 | 所属党派 | 無所属 | 期 間 | 平成 29 年 6 月 27 日 から           |
| 出納責任者 | 阪本 圭  |      |     |     | 平成 29 年 10 月 4 日 まで<br>第 1 回分 |

| 収入           |      |           | 支出     |           |
|--------------|------|-----------|--------|-----------|
| 主たる寄附        | (職業) | (金額)      | 人件費    | 円         |
| (氏名・団体名)     |      | 円         | 家屋費    | 765,000   |
| 自由民主党本部      |      | 2,000,000 | 選挙事務所費 | 682,150   |
| 民進党大阪府総支部連合会 |      | 1,000,000 | 集合会場費  | 188,300   |
| 竹山おさみ連合後援会   |      | 280,000   | 通信費    |           |
|              |      |           | 交通費    |           |
|              |      |           | 印刷費    | 1,907,888 |
|              |      |           | 広告費    | 1,485,561 |
|              |      |           | 文具費    | 5,885     |
|              |      |           | 食糧費    | 321,688   |
|              |      |           | 休泊費    |           |
|              |      |           | 雜費     |           |
|              |      |           |        | 208,397   |

|        |     |           |     |           |
|--------|-----|-----------|-----|-----------|
| その他の寄附 | 0 件 |           |     |           |
| その他の収入 |     | 4,000,000 |     |           |
| 今回計    |     | 7,280,000 | 今回計 | 5,564,869 |
| 前回計    |     | 0         | 前回計 |           |
| 総 計    |     | 7,280,000 | 総 計 | 5,564,869 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目      | 金額         |
|--------------|---------|------------|
|              | ビラの作成   | 448,000円   |
|              | ポスターの作成 | 1,062,232円 |
|              | 計       | 1,510,232円 |

報告書受理年月日 平成29年10月6日 第 1 回報告分

|       |       |      |     |    |                               |
|-------|-------|------|-----|----|-------------------------------|
| 候補者氏名 | 竹山 修身 | 所属党派 | 無所属 | 期間 | 平成 29 年 6 月 27 日 から           |
| 出納責任者 | 阪本 圭  |      |     |    | 平成 29 年 11 月 9 日 まで<br>第 2 回分 |

| 収入<br>主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職業) | (金額)<br>円 | 支出  | 円       |
|-------------------------|------|-----------|-----|---------|
|                         |      |           | 人件費 |         |
|                         |      |           | 家屋費 | 選挙事務所費  |
|                         |      |           |     | 集合会場費   |
|                         |      |           | 通信費 | 361,600 |
|                         |      |           | 交通費 | 4,000   |
|                         |      |           | 印刷費 | 421,899 |
|                         |      |           | 広告費 |         |
|                         |      |           | 文具費 | 160,380 |
|                         |      |           | 食糧費 |         |
|                         |      |           | 休泊費 |         |
|                         |      |           | 雜費  | 540     |

|        |     |           |           |
|--------|-----|-----------|-----------|
| その他の寄附 | 0 件 |           |           |
| その他の収入 |     | 0         |           |
| 今回計    |     | 0         | 今回計       |
| 前回計    |     | 7,280,000 | 前回計       |
| 総 計    |     | 7,280,000 | 総 計       |
|        |     |           | 948,419   |
|        |     |           | 5,564,869 |
|        |     |           | 6,513,288 |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項目      | 金額         |
|--------------|---------|------------|
|              | ピラの作成   | 448,000円   |
|              | ポスターの作成 | 1,062,232円 |
|              | 計       | 1,510,232円 |

報告書受理年月日 平成29年11月16日 第 2 回報告分

|       |       |      |     |    |                                                      |
|-------|-------|------|-----|----|------------------------------------------------------|
| 候補者氏名 | 竹山 修身 | 所属党派 | 無所属 | 期間 | 平成 29 年 6 月 27 日 から<br>平成 29 年 9 月 13 日 まで<br>第 3 回分 |
| 出納責任者 | 阪本 圭  |      |     |    |                                                      |

| 収入<br>主たる寄附<br>(氏名・団体名) | (職 業) | (金 額)     | 支出                                                  | 円         |
|-------------------------|-------|-----------|-----------------------------------------------------|-----------|
| 竹山おさみ連合後援会事務所           | 政治団体  | 77,784    | 人件費<br>家屋費<br>選挙事務所費<br>集合会場費                       | 77,784    |
|                         |       |           | 通信費<br>交通費<br>印刷費<br>広告費<br>文具費<br>食糧費<br>休泊費<br>雜費 | 121,020   |
|                         |       |           |                                                     | 535,391   |
|                         |       |           |                                                     | 315,420   |
| その他の寄附                  | 0 件   | 0         | 今回計                                                 | 1,049,615 |
| その他の収入                  |       | 0         | 前回計                                                 | 6,513,288 |
| 今回計                     |       | 77,784    | 総 計                                                 | 7,562,903 |
| 前回計                     |       | 7,280,000 |                                                     |           |
| 総 計                     |       | 7,357,784 |                                                     |           |

| 支出のうち公費負担相当額 | 項 目     | 金額         |
|--------------|---------|------------|
|              | ビラの作成   | 448,000円   |
|              | ポスターの作成 | 1,062,232円 |
|              | 計       | 1,510,232円 |

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 報告書受理年月日 | 令和2年4月10日 | 第 3 回報告分 |
|----------|-----------|----------|

## 議会規則

堺市議会図書室規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年1月8日

堺市議会

議長 宮 本 恵 子

堺市議会規則第1号

### 堺市議会図書室規則の一部を改正する規則

堺市議会図書室規則（昭和54年議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「この」を「、この」に改める。

第9条第3項及び第13条第3項中「手続き」を「手続」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（国立国会図書館の貸出しを受けた図書の閲覧等）

第14条 第7条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、国立国会図書館から貸出しを受けた図書の閲覧及び複写並びに補修及び弁償については、当該図書に係る国立国会図書館の取扱いの例によるものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。